



北海道

農業農村整備事業

設計変更の手引き

令和2年4月

北海道農政部農村振興局事業調整課

「農業農村整備事業設計変更の手引き」の改正について

農業農村整備事業の実施にあたり、これまでも業務の円滑化のため「設計変更の手引き」のほか「設計変更事例集」を作成し業務の参考としてきたところです。

今般、受発注者双方の業務の見直しを包括的に進める、働き方改革に対応した「業務改善プログラム」による、一層の業務の効率化を進めるため、設計変更の手続きについて検証及び改善の検討を進め、手続き方法や必要な様式について改正することとしました。

本書では、これまで別冊であった「設計変更の手引き」と「設計変更事例集」を一体化し、設計変更の範囲や手続きに必要な様式について明確化すると共に、様々な変更事例から整理した文例を記載し、工事監督員（業務担当員）、契約担当者が分かりやすく利用できるよう新たな「設計変更の手引き」として取りまとめました。

つきましては、設計変更手続きが効率的に行われるよう本書の活用をお願いします。

令和 2年 4月

農業農村整備事業設計変更の手引きについて（通知）

平成26年4月1日事調第1242号
農政部長から各（総合）振興局長あて

沿革 平成26年4月1日設計第1242号
一部改正 令和2年(2020年)3月30日事調第1523号

設計変更の円滑化を図るため農業農村整備事業設計変更の手引きを制定したので、適切に事務処理を行ってください。

なお、「道営農業農村整備事業における請負工事の設計変更について」（平成17年3月30日付け設計第838号事業調整課長、設計課長通知）は廃止します。

農村振興局事業調整課
事業契約グループ
設計施工グループ

第 I 編

設計変更の手引き

第 I 編 設計変更の手引き 目次

【委 託】

1	はじめに	I - 53
2	設計変更と契約変更	I - 53
	(1) 設計変更と契約変更	
	(2) 委託者・受託者の留意事項	
	(3) 設計変更に係わる資料の作成	
3	設計変更の契約条項の説明	I - 57
	(1) 設計変更に係る契約上の取り決め	
	(2) 主な条項の解説	
4	設計変更の種類	I - 62
	(1) 設計変更の定義	
	(2) 概数の確定による設計変更	
	(3) 軽微な設計変更	
	(4) 設計変更の区分別の変更内容	
5	設計変更のフロー図	I - 64
	(1) 設計変更の適用条項選択フロー図	
6	設計変更の手順	I - 65
6 - 1	概数の確定による設計変更	I - 65
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
	(3) 概数の工種別運用例	
6 - 2	契約書第 17 条による設計変更	I - 71
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6 - 3	契約書第 18 条による設計変更	I - 73
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6 - 4	軽微な設計変更	I - 75
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	

6-5	業務の一時中止	I-77
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
6-6	委託期間の変更	I-79
	(1) 設計変更の手続き	
	(2) 設計変更の手続きフロー図	
7	設計変更書類の作成について	I-81
7-1	設計変更上申書	I-81
7-2	設計変更理由書	I-81
7-3	設計変更概要表	I-82
7-4	設計変更書類等の記載例	I-83
8	設計変更に係るQ&A	I-91
8-1	概数に関する質疑について	I-91
8-2	契約書第17条・第18条に関する質疑について	I-94
8-3	軽微変更に関する質疑について	I-95

第 I 編

設計変更の手引き

【委託】

1 はじめに

委託業務契約の基本は、契約において取り交わされた設計図書に従い法令を遵守し契約内容を履行することである。しかし、委託業務は委託者が委託業務内容について現地の条件などから作業内容を想定し条件を定めており、業務の進捗に伴い条件等が変更となることが多く常に設計変更等の問題発生が懸念される。そのため当初積算時に予見出来ない事態の変化や制約条件については、その前提条件を明示し、当初予見できない問題に対して受託者の的確な協議と委託者の迅速な対応により、設計変更を行う必要がある。

本資料は、設計変更の手続き等を円滑に行うため、既存の通知等を踏まえ、設計変更の手続き方法や留意事項についてとりまとめた手引き書である。

2 設計変更と契約変更

(1) 設計変更と契約変更

ア 設計変更と契約変更

契約の変更とは、給付の内容、契約金額、契約当事者、危険負担、違約金の額など契約の内容を変更することをいう。

ここでいう契約の変更は、単に民法第513条に規定するところの債務の要素に変更ある場合だけに限らず、これら以外の変更（契約の同一性を失わない範囲の変更）、すなわち、履行条件、業務委託料、支払時期、危険負担、履行期限、違約金などの変更をも含む。

設計変更とは、委託業務の履行に当たって契約の目的（委託業務内容の同一性）を変更しない限度において、当該委託業務の履行条件の一部を変更することである。

契約の目的とは、受託者が、①業務内容を ②落札金額で ③委託期間までに履行し必要な成果を得ることをいい、業務内容とは、①仕様書 ②図面等で示された委託業務量、履行条件、仕様等ということができる。

委託契約においては、当初の履行条件・仕様書どおりに履行することが困難な事例が多い。測量、調査、設計に係る委託業務は、現地の条件などから作業内容を想定して履行条件を定めることから業務の進捗に伴い業務を履行するのに必要な新たな条件が判明し、履行条件が変更となる事例が少なくない。よって、委託業務途中で当初履行条件時の想定と異なる事象の発生は当然起こり得ることである。

また、業務委託料の適正な設定は、当初発注時のみでなく、委託期間を通じて確保されることが不可欠であり、履行条件の変化に伴う設計変更は不可避的である。

委託業務途中で当初設計時の想定と異なる事象が発生した場合には、委託者が変更することを決定し、委託期間・業務委託料も変更となる可能性が高いことから、業務委託事務取扱要綱（昭和50年3月25日付け局総101号副出納長、総務部長通知「業務委託事務取扱要綱の制定について」）第19に定める契約様式の別記第10号様式等（別記第10号様式を例に記載し、以下、「契約書」という。）第1条において委託者及び受託者は設計図書に従い誠実に履行する（双務契約）ことを明記するとともに、契約書第17条等において、受託者からの通知を義務づけている。

このような履行条件の変化に迅速・適切に対応（設計変更）するためには、契約の根幹となる履行条件をあらかじめ明らかにしておくことが極めて重要である。

イ なぜ設計変更を行わなければならないか

業務委託料は、公示された設計図書（図面・仕様書等）に従って受託者が見積り、決定される。

適正な業務委託料を見積らせるためには、でき得る限り具体的な内容を公示し、必要な見積期間を設定しておかなければならない。

具体的な内容を公示するという事は、受託者に対して見積条件を与えることであり、さらには、委託業務をこの条件に従って履行しなければならないということである。

これらの条件とは、設計時点における判断材料のもと予想される履行条件等のことであるが、当初の条件どおり委託業務を進められない事態が生じることがある。

この事態が生じる原因としては

- a) 委託期間が長期にわたること
- b) 不明確な判断材料のもとに履行条件を想定せざるを得ないこと
- c) 業務を実施することにより必要な調査内容、技術的判断内容が判明すること

などが上げられ、この結果として履行の途中で条件が変われば、それは受託者にとっては当初の見積条件が変わったことになる。

同時に、委託者の立場からすると条件が変わることによって、委託業務内容を変更する必要が生じたり、場合によっては委託業務の打ち切りなどの必要が生じることがある。

このため、当初設計の履行条件が変わることになれば、委託業務内容の変更つまり設計変更を行って、業務委託料を変更することになる。

これを行わなければ、受託者が不当な損害を被る場合や、委託者が必要な成果を得られないなど、不必要な金額を支出する場合が生ずることになる。

以上のほかに委託者の都合で委託業務内容を変更することがある。委託者は、委託業務内容について、履行条件をその規模、内容、仕様等を十分検討し設計を行い、委託契約を締結しているが、委託業務の履行途中において、その判断を変更せざるを得ない事態が生ずることがあり、その場合は、前に述べた委託業務の履行条件の変更等による委託業務内容の変更とは異なり、自ら意志で委託業務内容を変更しなければならない。

また、公共事業等に係る委託業務の履行は予算に基づいてなされており業務委託料の増減や委託者が必要な費用等を負担しなければならない事態が生じたとき、予算の執行残額が少ないときは、予算外の義務を負担する結果となり会計制度の面からみて適正なこととはいえないので、そのような場合には、委託業務内容を変更し当初の業務委託料または委託者の負担し得る範囲内の増額等に相当する委託業務内容とする必要がある。

ウ 契約変更、設計変更の限界

当初契約を競争入札によったものの契約条項を変更することは、軽微な事項を除いては原則として許されない。

なぜならば、競争入札によった契約では、契約のすべての事項は入札の条件となったものであるから、軽微の事項は別として、これを契約締結後に変更することは、競争入札に付した目的、趣旨に反し、地方公共団体の側に不利益となるおそれがあるからである。

また、設計変更は履行条件等の変更による場合の他は委託者の自由な意志で行うことができる。しかし、当初契約が一定条件のもとに競争入札等に付されたものである以上、その内容を安易に変更するのは好ましくない。

したがって、例えば、契約の目的における成果、数量、対価の額、対価支払の時期、危険負担、完了期限、違約金、部分払等に関する事項は、当初各入札者が入札をする際の条件として、入札価格算定の基準となったものであるから、これらを契約締結後に変更することは許されない。入札参加者は同一条件のもとに業務委託料を算出し入札に臨んだものであり、これら変更を当初入札に付する時になしていたとすれば、他にもっと有利な入札をした者があつたかも知れないからである。

つまり、契約変更、設計変更は必要な成果を得るために委託業務履行上やむを得ないとき、

あるいは住民の福祉からみて必要と認められる場合に限り行い得るもので、みだりに許容されるべきものではない。

この他に、契約理論上から設計変更の限界が考えられる。

設計変更には、質的な変更と量的な変更とがある。質的な変更とは、当初契約にはない内容が追加されるとか、あるいは当初あった内容が消滅したとかの変更であり、その内容により軽微とみなされる変更から重大な変更まで多様な変更の形態が考えられる。例えば、道路の設計を委託業務として契約したが、道路をとりやめ橋梁の設計委託業務に変更しようとする場合は重大な変更にあたる。

質的な変更でも重大な変更にあたる場合は、契約の目的が変更される（契約の要素の変更）ので設計変更は許されず、新しい契約とみなされる。

量的変更とは、委託業務費の増加および減少による設計変更である。この場合は、契約目的に変更はないので設計変更は許されるが、契約書第 44 条の規定により委託業務内容を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したときは受託者に契約解除権があることから、著しい量的変更にあたるときは契約の同一性を失うものとして設計変更はできないと解される。

(2) 委託者・受託者の留意事項

委託者は、設計積算にあたっては、委託業務を履行するにあたって必要な条件を明示するよう徹底する。また、委託業務実施にあたっては、契約書第 17 条、第 18 条に基づき適正な手続きを行う必要がある。

受託者においては、入札にあたっては契約図書をよく確認のうえ、疑義があるときには説明を求めることができる。また、委託業務の着手にあたっては設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、履行中に疑義が生じた場合には、委託者と「協議」して進めることが重要である。

また、設計変更を行うことの出来ない場合と、行うことの出来る場合は次のようなケースなどがある。

ア 設計変更を行うことの出来ないケース

以下のような場合においては、原則として設計変更できない。なお、災害時等緊急の場合はこの限りではない。

- ・設計図書に条件明示のない事項において、委託者と「協議」を行わず受託者が独自に判断して履行を実施した場合。
- ・委託者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で履行を実施した場合。
- ・委託契約書及び調査測量設計業務共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合。
- ・正式な書面（打ち合わせ簿等）によらない事項（口頭のみ指示・協議等）の場合。

イ 設計変更を必要としないケース

- ・受託者の任意の都合による提案を委託者が「承諾」して履行した場合。ただし、技術的又は、経済的に優れた代替方法その他改良事項発見又は発案し設計図書等の変更を提案した場合は除く。

ウ 設計変更を行うことが可能なケース

次のような場合においては設計変更を行うことができる。

- a) 設計図書に誤り又は脱漏がある場合（契約書第 17 条第 1 項 2 号）
 - ・条件明示する必要がある場合にも係らず履行条件として表示すべき条件明示がない場合。

- b) 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第 17 条第 1 項 3 号）
 - ・条件明示した内容が不十分、不正確、不明確でどのように履行してよいか判断がつかない場合。
- c) 設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と一致しない場合。（契約書第 17 条第 1 項 4 号）
 - ・設計図書に明示された測量する現地の地形や調査設計する箇所の地形・地質が現地条件と一致しない場合。
 - ・設計図書に明示された法令などの条件が現地と一致しない場合。
- d) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することの出来ない特別な状態が生じた場合。（契約書第 17 条第 1 項 4 号）
 - ・予期せぬ自然災害等により履行条件を変更せざるを得なくなった場合。
 - ・予想をし得なかった法律等の規制や埋蔵文化財の発見などにより履行条件を変更せざるを得なくなった場合。
- e) 委託者が変更の必要があると認める場合（契約書第 18 条）
 - ・関係機関等との協議結果により変更を行う必要がある場合。
 - ・委託業務内容を委託者自らの意思により変更する必要がある場合。

など

(3) 設計変更に係わる資料の作成

ア 設計照査に必要な資料の作成

受託者は当初設計等に対して契約書第 17 条第 1 項に該当する事実が発見された場合、業務担当員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、これらの資料作成については受託者が行う照査の範囲であり、契約変更の対象としない。

イ 設計変更するために必要な資料の作成

契約書第 17 条第 1 項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約書第 17 条第 5 項に基づき委託者が行うものであるが、受託者に対応される場合、以下の手続きにより実施するものとする。

- ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受委託者間で確認する。
- ②設計変更するために必要な資料の作成について、協議の上、委託者が書面により指示する。
- ③委託者は、書面による指示に基づき受託者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については契約変更の対象とする。

3 設計変更の契約条項の説明

(1) 設計変更に係る契約上の取り決め

(業務委託事務取扱要綱 別記第 10 号様式 による場合)

履行条件の変更に伴う契約上の取り決めについては、契約書の中に各条がある。

第 11 条	・ ・ ・ ・ ・	地元関係者との交渉等
第 12 条	・ ・ ・ ・ ・	土地への立入り
第 16 条	・ ・ ・ ・ ・	設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務
第 17 条	・ ・ ・ ・ ・	条件変更等
第 18 条	・ ・ ・ ・ ・	設計図書等の変更
第 19 条	・ ・ ・ ・ ・	業務の中止
第 20 条	・ ・ ・ ・ ・	業務に係る受託者の提案
第 21 条	・ ・ ・ ・ ・	受託者の請求による委託期間の延長
第 22 条	・ ・ ・ ・ ・	委託者の請求による委託期間の短縮等
第 23 条	・ ・ ・ ・ ・	委託期間の変更方法
第 24 条	・ ・ ・ ・ ・	業務委託料の変更方法等
第 25 条	・ ・ ・ ・ ・	臨機の措置
第 26 条	・ ・ ・ ・ ・	一般的損害
第 27 条	・ ・ ・ ・ ・	第三者に及ぼした損害
第 28 条	・ ・ ・ ・ ・	不可抗力による損害
第 29 条	・ ・ ・ ・ ・	業務委託料の変更に代える設計図書の変更
第 32 条	・ ・ ・ ・ ・	引渡し前における成果品の使用
第 36 条	・ ・ ・ ・ ・	部分引き渡し
第 39 条	・ ・ ・ ・ ・	契約不適合責任

(2) 主な条項の解説

契約書の各条のうち、実際に取扱う頻度の高いものの解説は次のとおり

ア 条件変更等 (契約書第 17 条)

本条は、設計図書の相互間に内容的な一致を欠く場合、設計図書の表示が不明確な場合、設計図書に示された履行条件が実際と一致しない場合、業務の履行条件について予期し得ない特別の状態が生じた場合等における受託者の通知義務と委託者及び受託者のとるべき措置について規定したものである。

a) 受託者の通知義務 (契約書第 17 条第 1 項)

第 1 項は、設計図書の誤り、脱漏、不一致、不明確、設計図書に示された履行条件の相違、特別な状態が発生した場合など列挙された事実が発見された場合には、管理技術者は、業務担当員に書面により通知して、業務担当員による確認を求めなければならないことを規定している。第 1 項各号に掲げられた事項をめぐっては紛争が生じやすいだけでなく、契約の根幹となる事項であることから、書面によって明白な証拠を残しておくことが重要である。管理技術者が業務担当員に通知しなければならない事実は、次のとおりである。

条件変更の理由	解説	適用条項
(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。 (これらの優先順位が定められている場合を除く)	設計図書（共通仕様書、特記仕様書、位置図、設計図、業務数量総括表、数量算出書、質問回答書）間に相違がある場合のことである。	第17条 第1項第1号
(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。	設計図書に誤り又は脱漏があることは、受託者として設計図書に誤りがあると思われる場合、又は、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合のことである。	第17条 第1項第2号
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。	設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務の履行に当たってどのように履行してよいか判断がつかない場合等のことである。	第17条 第1項第3号
(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。	設計図書で示された自然的な履行条件とは、例えば、測量する現地の地形、調査・設計する箇所地形・地質などがあげられ、人為的な履行条件としては、業務箇所における国立・国定公園や保安林などの指定状況、通行道路、業務に関係する法令等があげられる。	第17条 第1項第4号
(5) 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。	自然的な履行条件としては、業務箇所の周囲の状況からして特に予想し得なかったもので、予期せぬ自然災害等により履行条件を変更せざるを得ない場合も含まれる。 人為的な履行条件としては、予想し得なかった騒音規制・交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害等があげられる。	第17条 第1項第5号

b) 調査（契約書第17条第2項）

業務担当員は、管理技術者から第1項各号に掲げる事実について確認を求められたとき又は自ら第1項各号に掲げる事実を発見したときは、管理技術者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。第1項各号に掲げる事実の調査については、履行条件の変更、成果の変更が行われるか否か、ひいては、委託期間又は業務委託料の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり、受託者としても、重大な利害関係を有することであるため、受託者の立場の保護を図るために、管理技術者の立会いの上行うこととしている。ただし、管理技術者が立会いに応じない場合には、自ら権利を放棄するのであるから、業務担当員は、管理技術者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

c) 調査結果のとりまとめ（契約書第17条第3項）

委託者は、受託者の意見を聴いて、調査結果に基づいて採るべきと考えられる必要な指示を含めて、調査結果をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、指示を含めた調査結果を受託者に書面により通知しなければならない。この場合の指示は、規定の全般の趣旨からみて再調査等事実の確認に関するもの、あるいは、とりあえずの業務の中止、応急措置等の当面の措置に関するものと解される。

d) 設計図書の訂正又は変更（契約書第17条第4項）

第1項各号に掲げる事実が委託者のとりまとめた調査結果で確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行うべきことを規定している。

「必要があると認められるとき」とは、委託者の意思によって決められるものではなく、客観的に決められるべきものであり、調査の結果、第1項各号に掲げられた事実が確認されたが、それがあまりに軽微であり、設計図書の訂正又は変更をしないで、当初の設計図書に従って履行を続けても支障がない場合等を除き、設計図書の訂正又は変更が行われるべきである。

なお、必要があると認められるときであるのに、設計図書の訂正又は変更が行われない場合、あるいは、管理技術者が通知したにもかかわらず、業務担当員が調査をしない又は調査結果のとりまとめを行わない場合において、契約の履行が不可能となったときには、受託者は、契約書第44条第1項第3号の規定により契約を解除することができるものと解すべきである。

e) 委託期間又は業務委託料の変更（契約書第17条第5項）

設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は損害を及ぼしたときは必要な費用を委託者が負担するとした規定である。

事情の変更により設計図書の訂正又は変更が行われた場合には、受託者が履行する条件が変わることとなるため、委託者と受託者の権利義務のバランスをとるとの要請から、委託期間又は業務委託料の変更を行うのが当然であり、また、設計図書の訂正又は変更に伴い受託者が被った損失を委託者が負担しなければならないことはいうまでもない。

同項の「必要があると認めるとき」は、「委託期間若しくは業務委託料を変更」のみにかかるが、「必要があると認めるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、委託者又は受託者が認めるときを意味するものではない。したがって、設計図書の変更が行われても全く委託期間、業務委託料に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き、委託期間若しくは業務委託料の変更が行われなければならない。なお、委託期間又は業務委託料の変更とは、どちらか一方のみを変更すればよいとの意味ではなく、委託期間と業務委託料の双方又はその一方を変更すべきことを意味している。委託期間の変更方法については、契約書第23条の規定に、業務委託料の変更方法については、同第24条の規定によることとなる。

また、「必要な費用を負担」において「費用の負担」という用語を用いているのは設計図書に誤りがある場合のように「委託者の過失」による損害賠償の性質を持つものと、予期することができない特別な履行条件の発生等の事情変更に伴って生じる受託者の費用の填補（負担）の性質を持つものが混在しているからである。

「必要な」としているのは、通常合理的な範囲内で相当因果関係があるものについて負担するという意味であり、それ以上の限定をつけるためのものではない。

負担すべき費用の算定方法については、契約書第24条第3項に規定があり、委託者と受託者が協議して定めることとなっている。

イ 設計図書等の変更（契約書第18条）

本条は第17条「条件変更等」における履行条件の変更等とは異なり、委託者自らの意思で設計図書を変更できることを規定したものである。

委託者は、その都合によって設計図書を変更できる。そして、その場合、必要があれば委託期間又は業務委託料の変更等を行わなければならない。また、設計図書の変更により受注者に損害を与えたときは必要な費用を負担しなければならない。

委託者は、履行条件等を十分検討した後に設計を行い、委託契約を締結すべきであるが、履行途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には、委託者自らの意思で設計図書を変更しなければならないこととなる。このため、原契約を根本から変えるような変更は別として、委託者が設計図書の変更（委託の目的（委託内容の同一性）を変更しない限度において）を任意に行えるようにしている。

なお、設計図書の変更によって、業務委託料が3分の2以上減少した場合には、受注者は第44条の規定によって契約を解除することができる。

設計図書の変更理由	解 説	適用条項
調査内容、設計工法等の変更	委託者自らの意思により設計図書を変更させる場合である。	第18条

ウ 業務の中止（契約書第19条）

本条は、受託者の帰責事由によらずに業務の履行ができないと認められる場合には、受託者が業務を履行する意思を持っていても業務を履行することができず、事実上、業務を中止せざるを得ない。このような場合には、委託者が業務の中止を受託者に命じなければならないという義務規定であり、委託期間又は業務委託料の変更等が適正に行われることを確保しようとしているものである。

中 止 の 理 由	解 説	適用条項
(1) 土地所有者等の承諾を得られない、又は天候その他不可抗力による中止	委託者の義務である地元関係者との交渉等（第11条）が行われぬ又は土地への立入り（第12条）が承諾されないために履行できない場合、設計図書と実際の履行条件の不一致又は設計図書の不備（第17条）が発見されたため履行を続けることが不可能と認められる場合、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動、妨害活動を行う者による業務箇所への占拠や著しい威嚇行為、業務箇所の地形等の変動などの理由で、業務を履行できないと客観的に認められ、業務の全部又は一部の履行を中止しなければならない場合である。	第19条 第1項
(2) 前項の規定のほか、必要がある場合における中止	前項の規定による中止以外で、委託者の意思で業務の全部又は一部を中止する場合である。例としては、第18条に基づく設計変更をしようとしている場合において、業務を続行させると設計変更時の業務の手戻りが大きくなると委託者が判断する場合等である。	第19条 第2項

エ 業務に係る受託者の提案（契約書第20条）

本条は、受託者が設計図書の内容又は委託者による業務に関する指示について、技術的又は経済的に優れた代替方法等を発見、発案したときに、委託者に対してその変更内容を提案でき、委託者は必要に応じてその内容を踏まえこれらの内容の変更を行うこと等を規定したものである。

オ 業務委託料の変更に代える設計図書の変更（契約書第29条）

本条は、業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、予算制度上や予算運営上の理由がある場合には、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更できることを規定したものである。

4 設計変更の種類

(1) 設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている成果品の規格・仕様、作業内容及び履行条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

(2) 概数の確定による設計変更

概数等発注とは、早期発注及び設計積算業務の効率・合理化、施工条件の明確化などを図るため、概数等による工事の発注に関する事務の取扱いを定めた「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の制定について」（平成9年3月11日付け事調第2059号）及び「道営工事等の概数等発注事務取扱要領の取扱いについて」（平成17年3月31日付け設計第839号）に基づき、業務の発注に際して当初設計の業務数量の全部又は一部を概数で積算し、契約締結後に、概数公示した業務数量の確定を行う設計変更をいう。

概数等による発注とは、業務委託料、委託期間等に著しい影響を与えない範囲において当初設計の業務数量の大部分又は一部を「概数」（不確定数量）として施工条件明示することである。

すなわち、従来の設計変更（軽微を含む）が確定数量の条件変化対応に対して、概数等による発注は委託者・受託者がお互いに「変わり得る数量であり、相互確認しあって履行する」ことを確認し、概数の確定による設計変更を契約条件とするものである。

(3) 軽微な設計変更

事務処理の簡素合理化を図り、事業の適期及び効率的執行を確保することを目的に定められた「委託業務の軽微な設計変更に伴う事務処理要領（平成21年6月25日付け事調第345号農政部長通知）」に基づく設計変更をいう。

設計変更を行ったときは、新業務委託料により契約変更を行うが、その後も設計変更が生じれば再度契約変更の手続きを行わなければならない。

変更の設計にはかなりの時間を要するものであり、また新設計が確定するまで委託業務を中止することは、設計変更の時期を失することとなりかねないので、概略によって変更を行い、委託業務完成前に一括して変更を確定させるものである。

軽微変更が範囲は、設計変更に伴う業務委託料の増減見込額の累計が現請負代金額の10%以内で、かつ200万円未満（新工種については、100万円未満）のものとする。

なお、次のものは除く。

- ・重要な変更
- ・他機関の承認を必要とするもの
- ・委託期間の変更を必要とするもの（委託期間については別途委託期間の変更を行ってから軽微変更を行う。）

また、農業農村整備のほ場の調査設計等業務は、発注後、当初予定していた調査設計等業務箇所が融雪状況や天候等により受益者の営農計画（作付計画等）の変更から調査ほ場の位置変更を余儀なくされる場合がある。

このような場合については、「委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いについて（平成25年5月14日付け事調第211号農政部長通知）」及び「委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いの運用について（平成25年5月14日付け事調第213号事業調整課長通知）」に基づき変更等の手続きを行う。

軽微な設計変更の適用範囲

軽微な設計変更	新工種が生じない場合	新工種が生じる場合
増減見込額の累計	現業務委託料の10%以内で、かつ、200万円未満	左記、かつ、当該新工種に係る業務委託料相当見込額の累計が100万円未満

(注) 1 増減見込額の累計が上記に該当する場合であっても、委託期間を変更する必要がある場合は「軽微な設計変更」は適用できない。

2 増減見込額の累計とは、「軽微な設計変更」上申ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。

例) 1回目の軽微変更で100万円の増額見込み、2回目の軽微変更で150万円の減額見込みの場合の増減見込額の累計は-50万円ではなく250万円となり、この場合、2回目の上申時は軽微な設計変更を適用できないため、この段階で軽微総括と通常の設計変更（第〇回設計変更）により業務委託料を変更しなければならない。

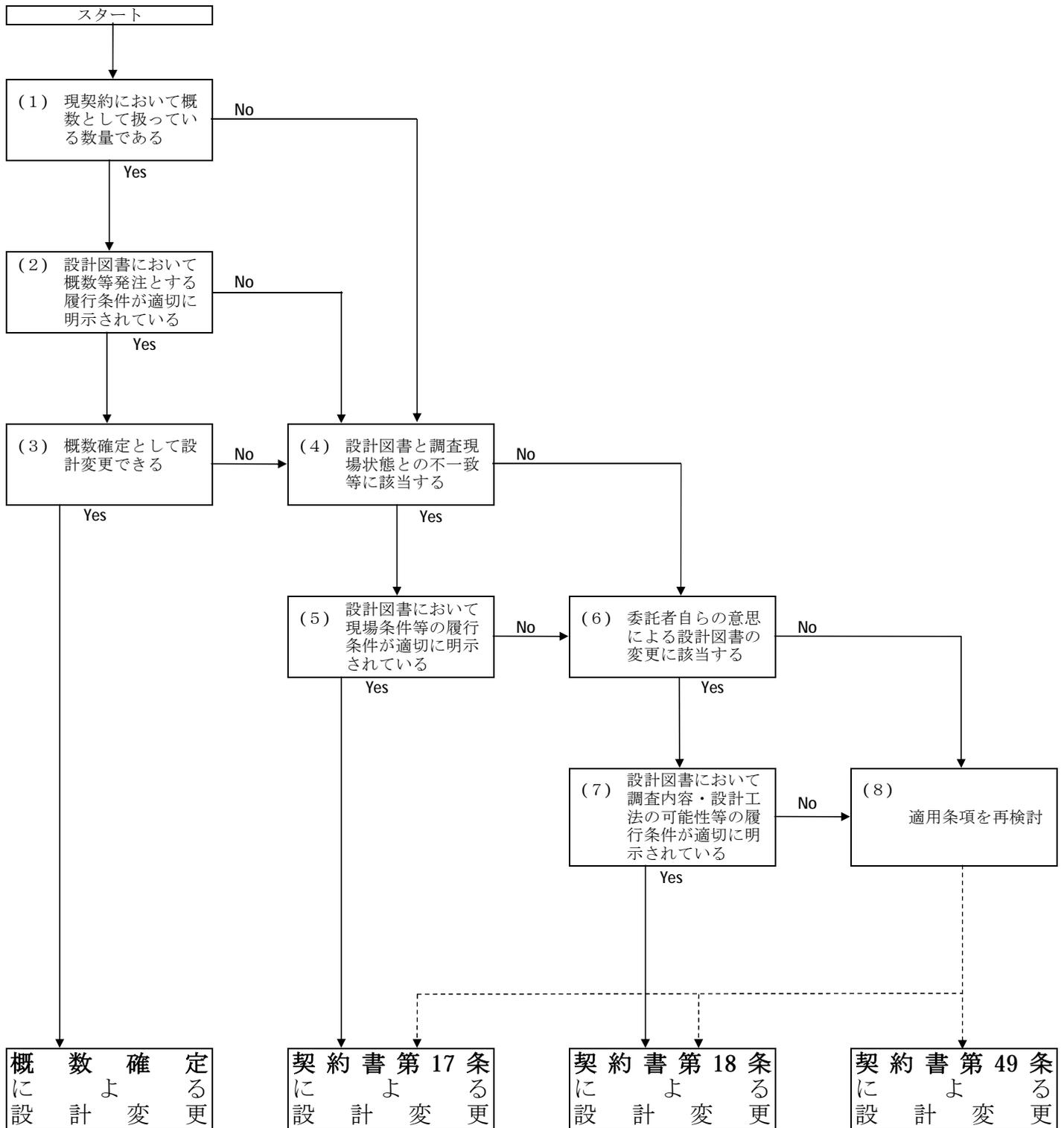
3 新工種とは、業務工種体系において新たな種別（B2レベル）（ただし、設計業務は細別（B3レベル））が追加となる場合であり、工種（B1レベル）（ただし、設計業務は種別（B2レベル））が新たに追加される変更は「軽微な設計変更」として認められない。

(4) 設計変更等の区分別の変更内容

内容	種類	軽微な設計変更	通常の設計変更
	概数の確定による設計変更		
金額制限の規定	なし	あり 増減見込額の累計が現業務委託料の10%以内で、かつ、200万円未満(新工種は100万円未満)	なし
業務中止指示 (契約書第19条)	できない	できない	委託者が必要と認める場合
変更部分の業務着手	委託業務協議簿による確認後	軽微な設計変更の通知後	設計変更を通知し受託者の承諾後
委託期間の変更 (契約書第23条)	できない	できない	できる
設計変更の時期	概数の全部又は一部が確定した時点	軽微の範囲を超える時点又は業務完了前	変更部分の業務着手前

5 設計変更のフロー図

(1) 設計変更の適用条項選択フロー図



6 設計変更の手順

6-1 概数確定による設計変更

(1) 設計変更の手続き

ア 受託者は、概数の部分について設計図書と現場を照査し、変更内容が確認できる説明資料（図面・数量調書等）を作成し業務担当員へ提出する。

イ 業務担当員は、上記アにより提出された図面等を速やかに照査・検討を行い、管理技術者と概数部分について協議した上で、業務着手前に相互に委託業務協議簿で確認する。なお、概数の変更がなくても委託業務協議簿の作成は必要である。

ウ 業務担当員が作成した委託業務協議簿は、速やかに所属長へ報告し、承認を得た後、業務に着手することができる。委託業務協議簿は、合意事項のあった日毎に作成するものとし、速やかな決裁を行うものとする。

エ 設計変更は業務の概数部分の一部または全部が確定した時点で行うものとする。ただし、概数以外の部分の設計変更を行う必要が生じた場合は、概数の全部または一部の設計変更を合わせて行うこともできる。

オ 業務担当員は、建設工事事務取扱標準様式（昭和48年4月2日局総第151号）第35号様式準用（設計変更上申書）（以下、単に「第〇〇号様式準用」という。）により支出負担行為担当者に上申する。

カ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の業務委託料となるべき額を次式によって算定する。第36号様式準用（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新業務委託料} = \text{新設計金額} \times \text{現業務委託料} / \text{現設計金額}$$

キ 変更後の設計図書と業務委託料の増（減）額を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して設計変更の通知を第37号様式準用（業務の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

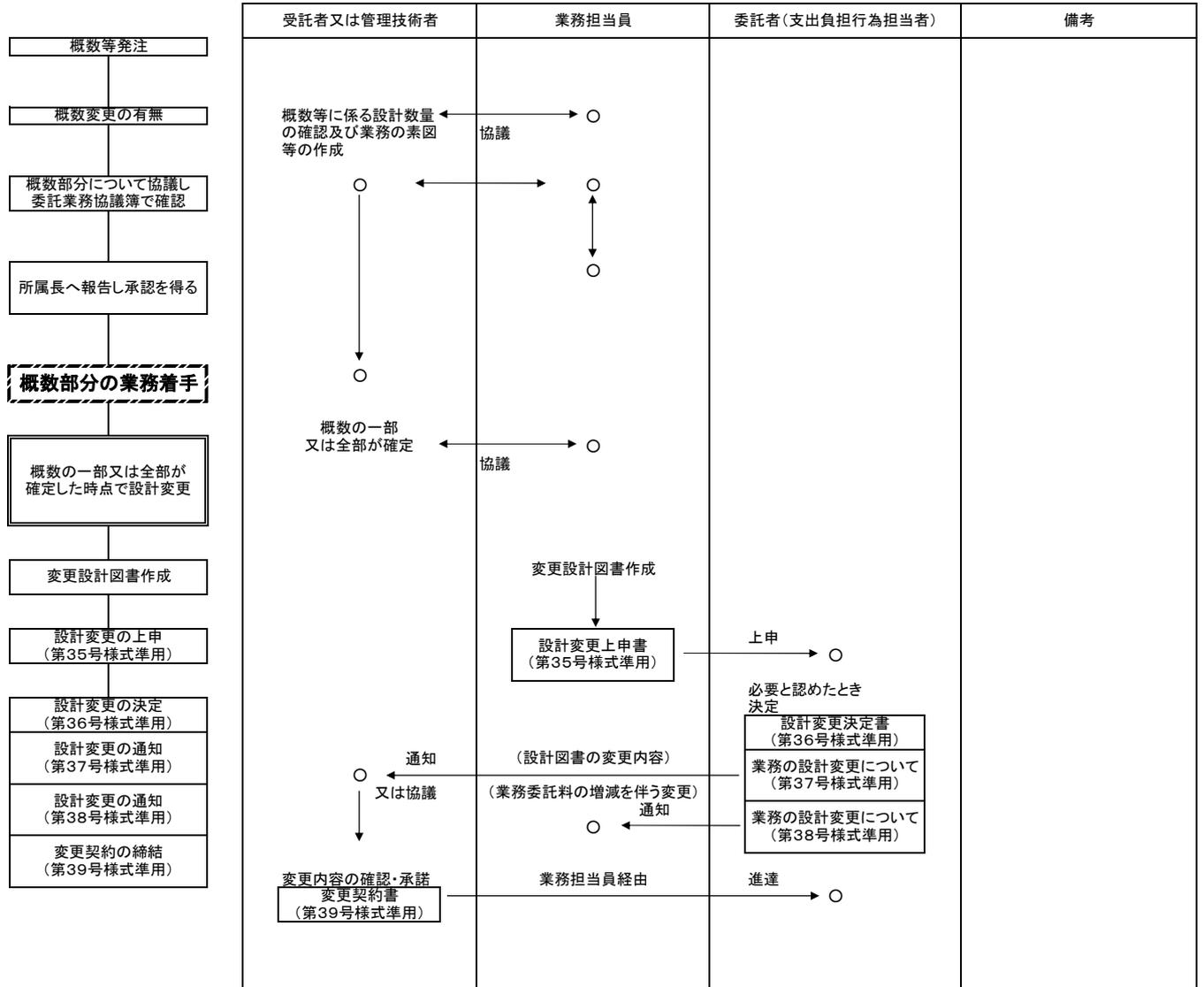
ク 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

概数確定による設計変更

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

(3) 概数の工種別運用例

委託業務における業務数量は、「平面図若しくは標準断面図（定規図）において代表的な幅、長さ、深度、調査頻度等の数値を示し、これにより算出した業務数量」及び「現場条件に不確定要素が多いものの数量や地質・土質調査など履行後でなければ数量の把握ができないものの数量で現地の取り合い等により、軽微な変更が予想される業務数量」であり、次に掲げるものについて、概数とすることができる。

ア 測量業務

1) 一般測量（面関係・海岸含む）

☆ 起終点や位置及び地域別内訳（耕地（平地）、原野（丘陵地）等）、平均測量幅等などの諸条件を明示する

- ・基準点測量、地形測量、応用測量、暗渠排水測量などの点数、延長、面積及びこれら以外の単位で表されるもの（枚、日など）であっても、概数として扱うことができる。
- ・畑地かんがいにおける給水栓の位置の変更によるものは概数とすることができる。
- ・上記業務数量の概数の確定により、変更が生じる安全費・技術管理費（精度管理費、成果検定費）においても、概数の確定による設計変更を行う。

2) 打合せ回数

☆ 打合せ回数を明示する

- ・測量業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。
- なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。

イ 地質・土質調査

1) 調査ボーリング

☆ 位置及び1孔ごとの深度や土質などの諸条件を明示する

- ・1孔ごとの延長や土質区分ごとの延長は概数とできるが、孔数はできない。（ただし、他官庁協議により指示された場合は除く。）

当初の委託目的（層厚、必要支持力等）を委託業務協議簿で相互に確認し、現場でも確認指示を行うこと。現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

2) 原位置試験等の種類・回数

☆ 位置及びヶ所ごとの試験名、回数を明示する

- ・公示した位置における試験種類・回数は概数とできる。

当初の委託目的（構造物を設計するために必要とする諸数値等）を委託業務協議簿で相互に確認すること。

現地調査の内容を検討し、概数の確定による設計変更を行う。

3) 打合せ回数

☆ 打合せ回数を明示する

- ・地質・土質調査業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。

その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。

なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。

ウ 設計業務

1) 農道等の調査設計延長等及び面工種調査における面積

☆ 起終点や位置を明示する。

・ 公示した起終点範囲、位置における延長・面積及びそれに伴う軽微なすりつけは概数とできる。また、それに伴う諸係数も概数扱いとできる。

・ 畑地かんがいにおける給水栓の位置の変更によるものは概数とすることができる。

現地調査の内容によって、延長や面積等を確定し設計変更する。

2) 打合せ回数

☆ 打合せ回数を明示する

・ 設計業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。

その内容を十分検討の上、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。

なお、委託者との打合せ回数、配置人員・時間の変更は通常の設計変更による。

3) 他官庁協議等による構造物形式等の変更

☆ 構造物形式を明示する

・ 他官庁協議中、計画時の資料を用い橋梁設計等の委託業務を行う場合、橋長や構造形式等を概数扱いとすることができる。

協議等の内容を十分検討して設計変更する。ただし、概数確定見込みが結果的に委託費・期間に著しい影響を与える場合は、速かに当該部分を設計変更する。

4) 仮設構造物の基数や形式

☆ 同一構造同一形式の仮設物（矢板等）の設計は、計上した基数を明示する。

・ 土質等により変更する場合、内容を十分検討の上、設計変更する。

5) 類似構造物の補正係数

☆ 類似構造物の補正を行っていることを明示する。

・ 補正係数が変更となった場合、内容を十分検討の上、設計変更する。

6) その他

・ 業務数量の概数の確定により、変更が生じる業務成果品費・電算機使用量においても、概数の確定による設計変更を行う。

エ 用地測量業務

1) 用地測量

用地測量の積算は、積算根拠となる既存資料が先に実施される測量調査設計時の平面・横断図等に基づく想定した用地幅によるものであり、現地等の条件によって数量が不確定となることから、次に掲げるものについては概数とすることができる。

☆ 測量延長、起終点、既存資料に基づく潰地筆数、境界点数等を公示する。

・ 基準点測量、用地測量などの、点数、延長、面積、筆数、及びこれら以外の単位（枚など）であっても、概数として扱うことができる。

現地測量の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

※1) 復元測量については、管轄登記所において不動産登記法第14条地図等が備え付けられておらず、境界点が表示されていないため、関係権利者が保有する図面若しくは登記所において提出済みの地積測量図等によって、現地に境界点の表示等の作業が必要と認められる場合としているが、調査対象地域の境界の確定状況等に鑑み、当初設計から概数として計上することができる。

※2) 補助基準点の設置は、基準点の配点計画に左右されるため、積算時に配点計画が不確定な場合は概数と

することができる。

- ※3) 「用地境界杭の設置」については、「用地境界仮杭の設置」と同時に行われる場合のみ、積算時点では数量が不確定なため概数とすることができる。
- ※4) 用地境界杭の設置を単独で発注する場合は、既に行われた用地測量成果に基づくものであるから、設計数量は概数扱いできない。ただし、土地登記記録の調査及び登記事項要約書の交付については、隣接地が分筆されている可能性もあることから概数とすることができる。
- ※5) 画地調整図の作成における各作業数量は、現地等の条件及び管轄登記所との協議によって、必要がある場合は概数として扱うことができるものとする。

なお、設計変更により画地調整図の作成を取り込む場合においても同様とする。

2) 用地予備調査

☆ 調査延長、起終点を公示する。

- ・予備調査における筆数、枚数について概数として扱うことができる。

現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

- ※1) 用地取得補償意見書作成については、当該業務が事業用地の確定を目的とすべきものではないことから、標準数量をもって確定数量とする。

3) 測量調査設計との同時調査における次に掲げる項目

☆ 測量延長、起終点を公示する。

- ① 作業計画、現地踏査、公共用地管理者との打合せ以外の全ての項目
現地測量の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

4) 確定測量等における次に掲げる項目

☆ 地区面積を公示する。

- ① 確測基準点測量・確測基準点設置
- ② 境界調査、一筆地測量、地積測定、確定図の作成
- ③ 境界確認・境界測量・地積測量図等作成、土地境界立会確認書作成、境界点間測量（境界測量）、面積計算
- ④ 資料調査に係る閲覧及び交付
- ⑤ 建物図面作成

現地測量の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。

- ※1) 境界調査、一筆地測量、地積測定、確定図の作成については、調査区域面積の算定根拠となる既存資料では数量を確定できないため、概数とすることができる。

- ※2) 建物図面作成については、換地業務に係る従前地調査において、建物登記等と現地を比較した結果、増改築等により、面積が確定できない等、発注時において積算で用いる既存の資料等では、数量を確定できない場合に、概数とすることができる。

5) 打合せ回数

☆ 打合せ回数を明示する。

- ・用地測量業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。その内容を十分検討のうえ、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。
なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。

6) その他

- ・業務数量の概数の確定により、変更が生じる安全費・技術管理費（精度管理費、成果検定費）においても、概数の確定による設計変更を行う。

オ 用地調査業務

概数の確定による調査対象物件（目的物）の変更は基本的にできないが、次の場合は概数とすることができるものとする。

1) 補償物件調査（建物）における次に掲げる項目（調査面積及び数量）

☆ 調査対象建物を公示する

- ① 機械設備の調査・算定（建物内部）
 - ② 見積徴収
 - ③ 生産設備の調査・算定（建物内部）
 - ④ 居住者等の調査
 - ⑤ 動産の調査・算定（建物内部）
 - ⑥ その他通損の補償額算定
- 現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。
- 2) 補償物件調査（機械設備及び生産設備）における次に掲げる項目（調査面積及び数量）
- ☆ 調査対象機械設備・生産設備を公示する
 - ① 見積徴収

現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。
- 3) 補償物件調査（立竹木等）における次に掲げる項目（調査面積及び数量）
- ☆ 調査対象位置を公示する
 - ① 立竹木の調査・算定
 - ② 立毛の調査
 - ③ 墳墓の調査・算定
 - ④ 墓地管理者の調査
 - ⑤ 物件調書の作成

現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。
- 4) 環境影響調査における次に掲げる項目（調査面積及び数量）
- ☆ 調査対象位置を公示する
 - ① 事前調査（工作物）
 - ② 事後調査（工作物）
 - ③ 騒音の調査
 - ④ 振動の調査
 - ⑤ 騒音振動の同時調査

現地調査の内容によって、概数の確定による設計変更を行う。
- 5) 打合せ回数
- ☆ 打合せ回数を明示する。
 - ・用地調査業務において、他官庁協議等が予想される場合は、これらの回数を概数とできる。
 - その内容を十分検討のうえ、委託者が必要と認めた回数を計上し設計変更する。
 - なお、委託者との打合せ回数、及び配置人員・時間の変更は、通常的设计変更による。
- 6) その他
- ・業務数量の概数の確定により、変更が生じる材料費においても、概数の確定による設計変更を行う。

6-2 契約書第17条による設計変更

(1) 設計変更の手続き

- ア 管理技術者又は業務担当員自らが、設計図書と現場状態が一致しないことを発見する。
- イ 管理技術者が発見したときは、その事実を業務担当員に通知しなければならない。（通知義務）【別記様式1】を参考とする。
- ウ 業務担当員は管理技術者立会のもとに現地調査を行う。（業務担当員の職務）

(注) 業務担当員の契約内容の変更権限

業務上の問題であっても、純粋な技術上の問題をはなれた「契約内容の変更」に係る事項は業務担当員の権限とされていない。言い換えると、業務担当員はたとえ技術的な問題に関することであっても、契約内容の変更を伴うことについては指示をしたり承諾を与えたりすることはできない。わずかに条件変更に伴う業務条件の調査、確認を行うのみである。

したがって、「臨機の措置」を除き、契約変更及び設計変更の通知前に業務を実施することは許されない

- エ 設計図書と現場状態の不一致が確認される。
- オ 業務担当員と管理技術者が記名押印した第33号様式準用（現場不符合確認書）を作成する。
- カ 業務担当員は、確認した事実を支出負担行為担当者に第34号様式準用（現場不符合確認報告書）により報告する。
- キ 業務担当員は、設計変更を行う必要があると認めるときは、**予算配当の確認**をするとともに、変更設計書を作成し、新設計額を算出する。

変更設計書は、変更前と変更後の対比が可能なように「農業土木工事等における設計書作成要領（平成20年11月19日付け事調第854号農政部長通知）」に基づいて作成するとともに、設計変更理由、委託期間の変更を行う場合は変更理由（〇〇工程の増により〇日増）変更後の委託期間を記載した理由書を作成し、表紙には「第〇回設計変更」と明記する。

- ク 業務担当員は、第35号様式準用（設計変更上申書）により支出負担行為担当者に上申する。
- ケ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の業務委託料となるべき額を次式によって算定する。第36号様式準用（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新業務委託料} = \text{新設計金額} \times \text{現業務委託料} / \text{現設計金額}$$

- コ 変更後の設計図書と業務委託料の増（減）額及び新委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して設計変更の通知を第37号様式準用（業務の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

- サ 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

- シ 設計変更を行った部分の業務が実施可能となる。

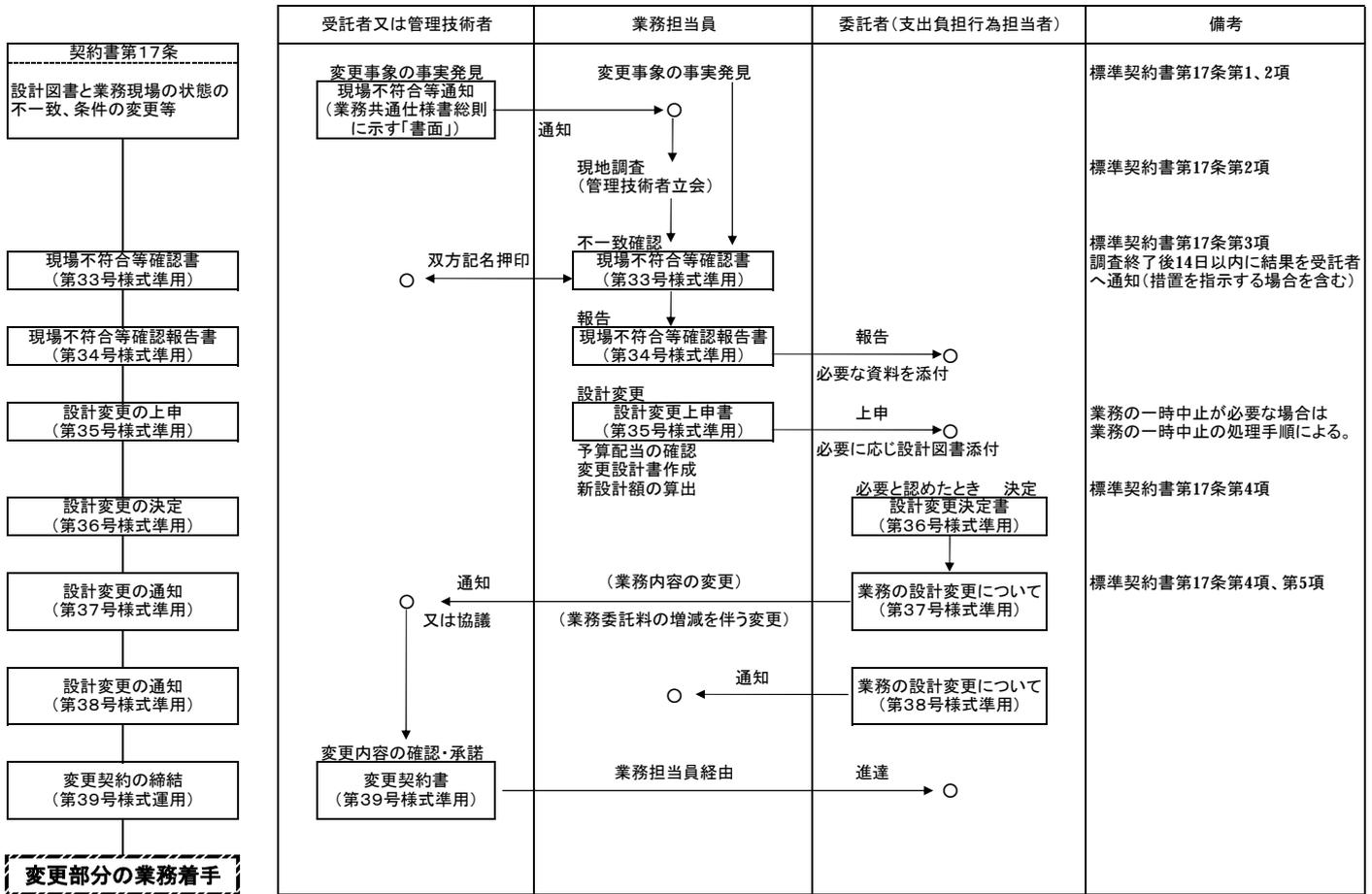
設計変更部分については第37号様式準用の通知を行うまでは業務着手してはならない。現場の業務担当員に自分限りで設計の変更を命じる権限は原則として与えていない。

通知前に業務着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常的设计変更
17条

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

6-3 契約書第18条による設計変更

(1) 設計変更の手続き

ア 委託者の自発的意思により、調査内容・設計工法等の業務内容の変更を行うため変更設計図書を作成する。

イ 業務担当員は、第35号様式準用（設計変更上申書）により支出負担行為担当者に上申する。

ウ 設計変更を行うことを決定する。

変更後の業務委託料となるべき額を次式によって算定する。第36号様式準用（設計変更決定書）により決定する。

$$\text{新業務委託料} = \text{新設計金額} \times \text{現業務委託料} / \text{現設計金額}$$

エ 変更後の設計図書と業務委託料の増（減）額及び新委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して設計変更の通知を第37号様式準用（業務の設計変更について）により行う。

なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。

オ 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

カ 設計変更を行った部分の業務が実施可能となる。

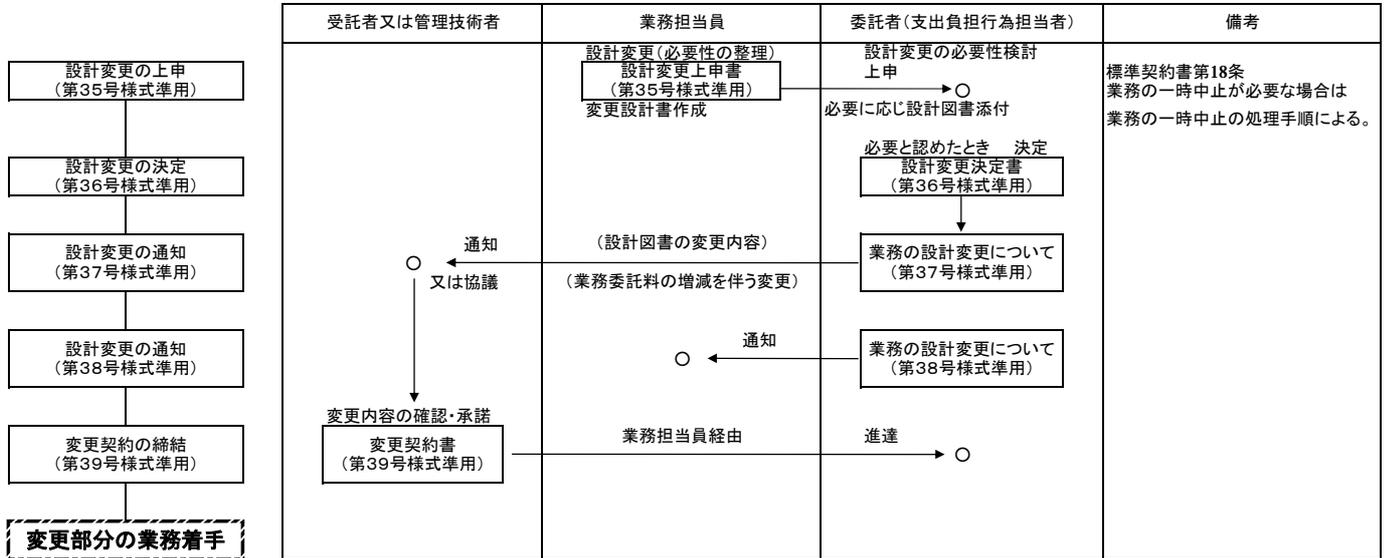
設計変更部分については設計変更を通知し受託者の承諾後までは業務着手してはならない。現場の業務担当員に自分限りで設計の変更を命じうる権限は原則として与えていない。

通知前に業務着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常的设计変更
18条

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

6-4 軽微な設計変更

(1) 設計変更の手続き

ア 軽微な設計変更を行う場合

- a) 業務担当員は、設計変更の必要があるときは、第35号様式準用（設計変更上申書）の左余白に「軽微」と朱書して上申する。
- b) 設計変更を行うことを決定する。
第36号様式準用（設計変更決定書）の左上余白に「軽微」と朱書し、「今回支出負担行為額」は「増減見込額」と読み替え、「設計変更後」及び「設計変更による増（△）減」欄には変更後における見込額の累計を記載する。
- c) 業務担当員及び受託者に設計変更を別記第1号様式（設計変更通知書）により通知する。
契約金額、委託期間等契約の変更を伴わないため、通知が相手方に到達した時点で設計変更完了となる。
- d) 軽微な設計変更を行った部分の業務が実施可能となる。
設計変更部分については別記第1号様式の通知を行うまでは業務着手してはならない。
現場の業務担当員に自分限りで設計の変更を命じる権限は原則として与えていない。
通知前に業務着手し、設計変更部分で労働災害、公衆災害、損害賠償等が発生した場合、対外的に説明ができないことは言うまでもない。

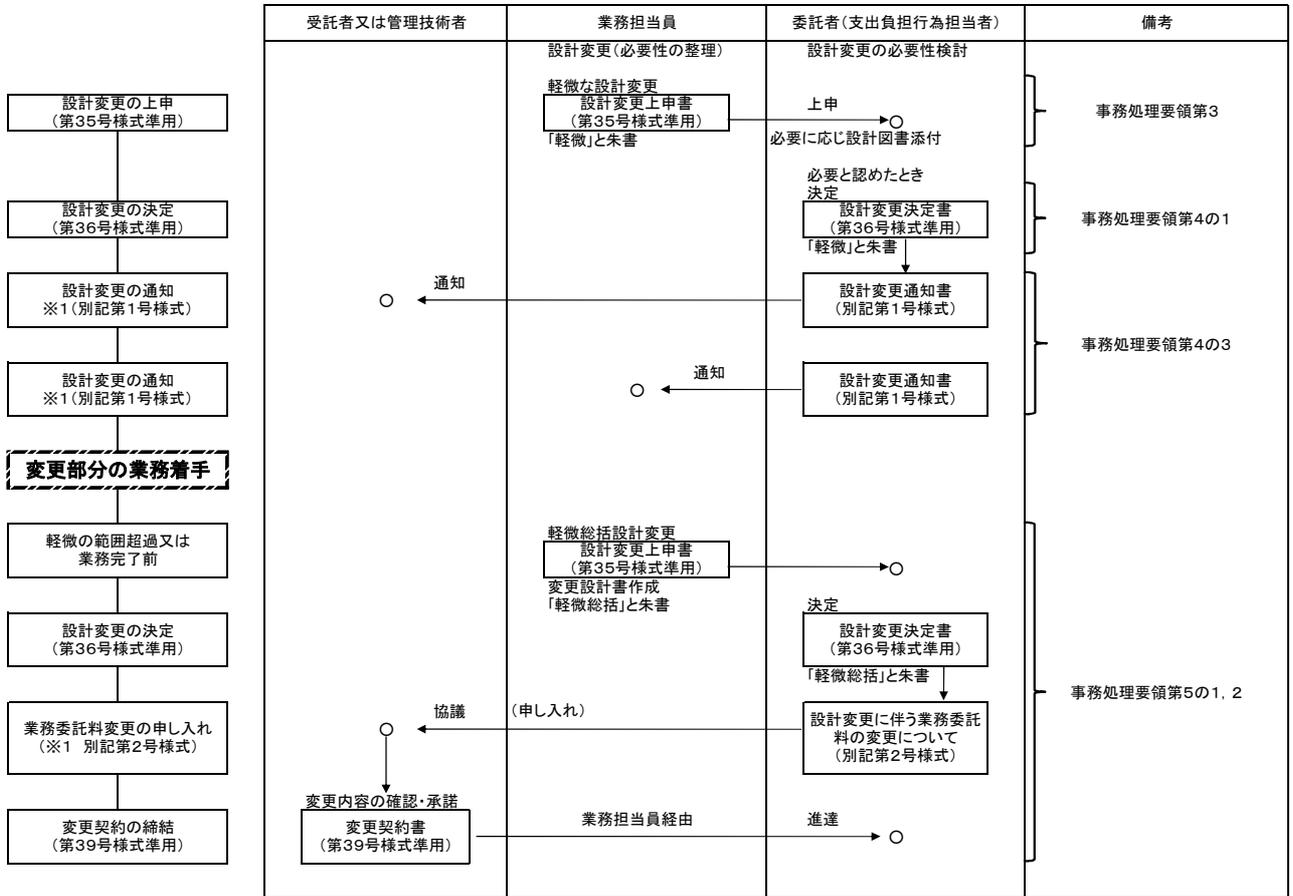
イ 軽微総括

- a) 変更をとりまとめた変更設計書を作成する。
- b) 委託期間終了前又は軽微変更の限度額（業務委託料の増減累計が10%を超え又は200万円以上となる時）を超えた時点で設計変更（軽微総括）を行い、業務委託料を変更する。
- c) アb)における第36号様式準用（設計変更決定書）の左上余白に「軽微総括」と朱書して、設計変更を決定する。
- d) 変更後の設計図書と業務委託料の増（減）額及び新委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して設計変更の申し入れを別記第2号様式（設計変更に伴う業務委託料の変更について）により行う。
- e) 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- f) このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

通常の設計変更
軽微

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

6-5 業務の一時中止

(1) 設計変更の手続き

ア 業務担当員は、業務を一時中止させる必要があると認めたときは、その一時中止すべき業務の範囲、期間、理由等を明らかにした第40号様式準用（業務一時中止上申書）により支出負担行為担当者に上申する。

・業務の委託期間について

業務の一時中止は、委託期間内に限られるため、業務一時中止の期間が委託期間を超える場合（想定される場合も含む。）は、あらかじめ委託期間を延長しておかなければならない。また、業務一時中止は委託期間内であるが、一時中止に伴い業務期間に影響を与える場合は一時中止の決定を行う際に委託期間の変更を行わなければならない。

一時中止の解除はその期間を定めたときは、その期間満了と同時に業務の一時中止は自然に解除されたものと解すべきであり、その翌日から業務の実施を再開することとなる。ただし、「○月○日から別途指示するまで一時中止する。」といった場合（実務上はこちらが多い。）、業務の実施を再開する場合は一時中止を解除し、その旨を受託者に書面をもって通知する必要がある。

イ 一時中止を行うことを第41号様式準用（業務一時中止決定書）により決定する。

決定内容は一時中止の期間、一次中止をする範囲及び理由。

ウ 受託者に対して第42号様式準用（業務の一時中止等について）により、一時中止の期間、一時中止の範囲及び一時中止の理由を通知する。

エ 受託者は第39号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。

このやりとりにより書面による委託者と受託者の協議が成立したものとする。

6-6 委託期間の変更

(1) 設計変更の手続き

ア 受託者の請求による場合

- a) 受託者は、その責めに帰すことができない理由により委託期間の延長を請求する場合は、必要書類を添付し、現在の出来形、現委託期間、延長希望日数、理由を記載した第 44 号様式準用（委託期間延長請求書）を業務担当員へ提出する。
- b) 業務担当員は、第 45 号様式準用（委託期間延長副申書）を、第 44 号様式準用（委託期間延長請求書）とともに支出負担行為担当者へ進達する。
- c) 委託期間延長することを第 46 号様式準用（委託期間変更決定書）により決定する。
- d) 変更後の委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して、委託期間変更の通知を第 47 号様式準用（委託期間の変更について）により行う。
なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。
- e) 受託者は第 39 号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- f) このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

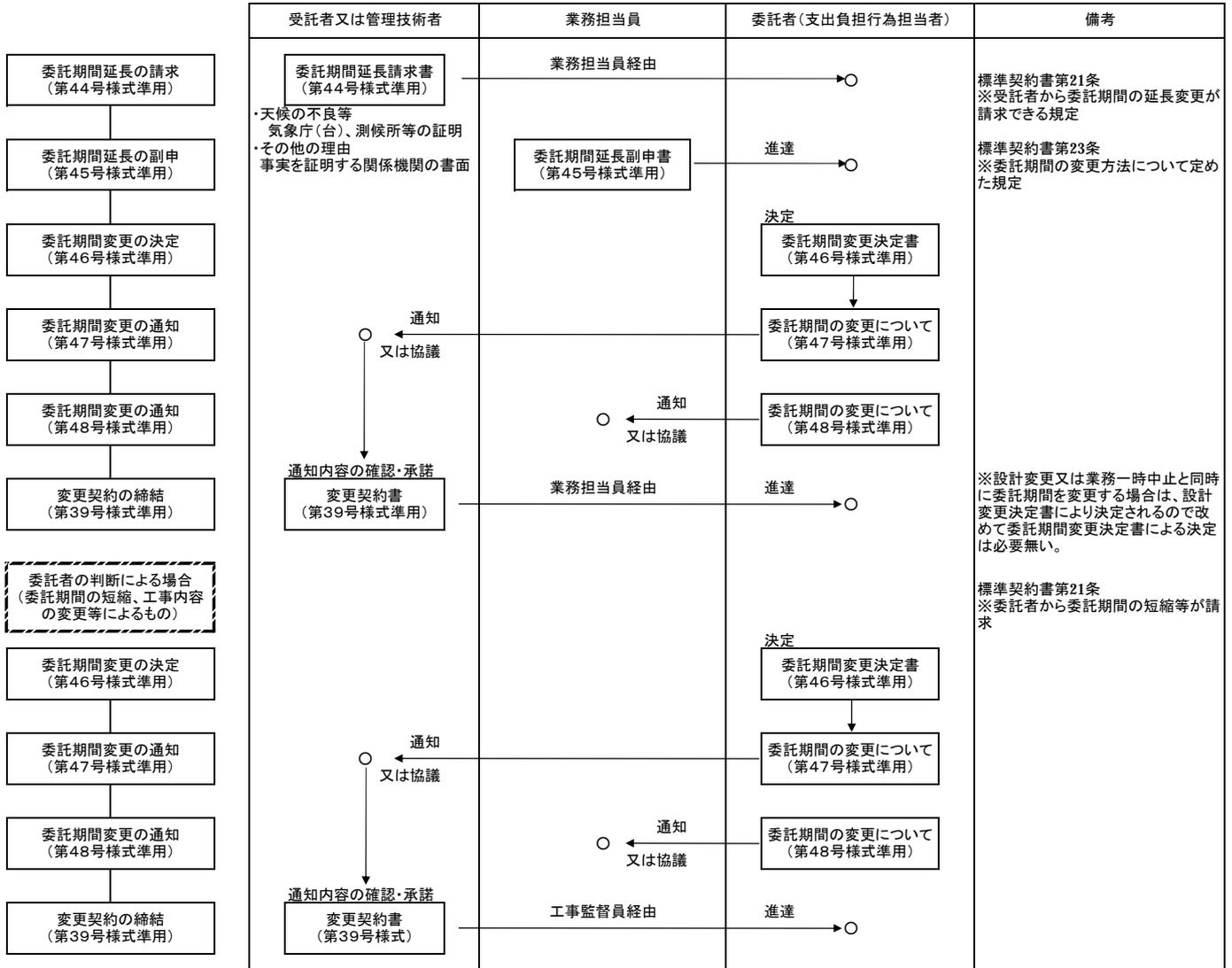
イ 委託者の判断による場合

- a) 業務担当員は契約書第 17 条及び第 18 条の設計変更に伴い委託期間を変更する必要がある場合は、第 35 号様式準用（設計変更上申書）により支出負担行為担当者に上申する。
- b) 委託期間延長することを第 46 号様式準用（委託期間変更決定書）により決定する。
- c) 変更後の委託期間を記載した変更契約書を添付し、受託者に対して、委託期間変更の通知を第 47 号様式準用（委託期間の変更について）により行う。
なお、この文書には協議開始の日付けが記載される。
- d) 受託者は第 39 号様式準用（変更契約書）により、承諾の意志表示を行う。
- e) このやりとりにより書面による委託者と受託者との協議が成立したものとする。変更契約書を受理した場合はすみやかに契約事務担当に進達すること。

(2) 設計変更の手続きフロー図

委託期間の変更

設計変更等の処理手順



※各様式は農業農村整備事業「入札・契約実務必携」参照のこと。

7 設計変更書類の作成について

7-1 設計変更上申書

(1) 設計変更上申時等の上申者

支出負担行為担当者に対する上申等については、「北海道農政部測量調査等委託業務担当要領」にて次のとおり定められている。

第16条 業務担当員は、設計図書を変更する必要があると認められるとき、若しくは支出負担行為担当者から指示のあるときは、設計変更上申書支出負担行為担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

第17条 業務担当員は、委託業務の全部若しくは一部を一時中止する必要があると認められるときは、一時中止の範囲、理由を付し、委託業務一時中止上申書を支出負担行為担当者に提出し、その指示を受けるものとする。

よって、支出負担行為担当者への設計変更及び一時中止等の上申等については、担当員の職務となる。

(2) 設計変更上申書の記載方法

設計変更上申書の記載方法については、「設計変更上申書等の記載例」を参考に作成し、次の事項に留意すること。

- ア 軽微な設計変更、軽微総括の場合は、それぞれ左上余白に「軽微」、「軽微総括」とわかりやすく記載すること。
- イ 設計変更理由について、次の項目に該当するものは上申書の理由欄に記載することを基本とし、記載内容は明確かつ簡潔に記述すること。また、次の項目に該当しないもののほか詳細な理由が必要な場合は、設計変更の条項に加え「別紙理由書のとおり」と記載し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に理由を記載すること。
 - (ア) 契約書第17条（現場不符合等確認書で内容の確認できる場合）
 - (イ) 概数確定による設計変更
 - (ウ) 軽微総括
- ウ 設計変更の概要欄は「別紙設計変更概要表のとおり」と記載することを基本とする。

7-2 設計変更理由書

- (1) 理由の記載に当たっては、その原因又は必要性等を把握し、「第Ⅱ編 設計変更事例集」を参考に業務内容を変更する理由及び内容を明確かつ簡潔に記載すること。
- (2) 契約書の適用条項を記載のこと。
- (3) その他については次による。
 - ア 内容で記載事項が多項目にわたる場合は、別紙内訳によることができる。
 - イ 一つの変更理由により、ほかに多項目の変更事項が生じる場合は箇条書きとし、設計変更適用条項はそれぞれの箇条書きに記入することを原則とする。
 - ウ 変更内容について、次の事項を原則記載のこと。
 - (ア) 変更場所（位置、名称）
 - (イ) 変更が必要となった要因
 - (ウ) 変更の処理方法

7-3 設計変更概要表

概要表の記載に当たっては、条項毎又は案件ごとに増又は減となった主な変更内容を1～3項目程度を目安に記載する。

例) 3級基準点測量 20点 → 25点

路線測量 5.00km → 5.25km

7-4 設計変更上申書等の記載例

第35号様式

軽微、軽微総括の場合左上余白に
「軽微」、「軽微総括」と朱書き
又は朱色等でマーカーをする。

軽微

(又は)軽微 設計変更上申書

年 月 日

〇〇（総合）振興局長 様

主任担当員 係長 〇〇 〇〇

担当員 主任 〇〇 〇〇

(〇〇〇〇)

業務名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 調査 1

上記委託業務について、次のとおり設計変更を要するものと認められますので、
関係図書を添えて上申します。

受託者	〇〇コンサルタント（株）		
現委託期間	着手	年 月 日	設計変更による委託
	完了	年 月 日	期間変更の必要性
設計変更の概要	「別紙設計変更概要表」の とおりと記載		設計変更による業務 の一時中止の要否
理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書第17条（別紙現場不符合等確認書のとおり） ・ 概数確定による設計変更 ・ 軽微総括 ・ 契約書第18条（別紙理由書のとおり） 		
その他 必要事項			

第 回設計変更

現場不 符 合 等 確 認 書

業務名 (○○○○)
畑地帯(支援) ○○ 地区 調査1

上記委託業務に係わる現場不 符 合 等 に関し、 ○○年○○月○○日調査の結果、
次のとおり確認した。

○○年○○月○○日

担 当 員 ○○ ○○ (印)

管理技術者 ●● ●● (印)

1. 不 符 合 等 の 内 容

調査対象の○○建物について、構造が木造建物ではなく鉄骨造であることを確認したためこの対応について協議願う。

2. 措 置 に 関 す る 意 見

現地確認の結果、○○建物については鉄骨造であることから、木造構造から非木造構造に変更する。

現場不符合等確認報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇（総合）振興局長 様

担 当 員 〇〇 〇〇

（ 〇〇〇〇 ）
業 務 名 畑地帯（支援） 〇〇 地区 調査1

上記委託業務について、 〇〇年〇〇月〇〇日管理技術者から現場不符合等の旨、通知があったので、 〇〇年〇〇月〇〇日管理技術者立会のもとに調査を行った結果、別紙現場不符合等確認書のとおり確認したので報告します。

業 務 一 時 中 止 上 申 書

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇_(総合)_振興局長 様

主任担当員 係長 〇〇 〇〇
担 当 員 主任 〇〇 〇〇

(〇〇〇〇)

業 務 名 畑地帯 (支援) 〇〇 地区 調査 1

上記委託業務について、次のとおりその履行を一時中止する必要があると認められますので、上申します。

受 託 者	〇〇コンサルタント (株)
業務の一時中止を必要とする範囲及び理由	〇〇月〇〇日 (台風〇〇号) の大雨により地すべりが発生したことから、この観測を行う必要が生じたため、場所打ち法枠工詳細設計を一時中止したい。(契約書第19条)
業務の一時中止を必要とする期間	地すべりの観測が完了予定の 〇〇年〇〇月〇〇日まで。(〇〇日間)
その他必要事項	

業務の一時中止を必要とする期間を定めたときは、その期間満了と同時に業務の一時中止は自然に解除されたと解され、その翌日から業務の履行を再開してよい。しかし、「別途指示する日まで」や「〇〇の検討が完了する日まで」等、中止期間が明確となっていない場合は、業務を再開する際に一時中止を解除し、その旨を受託者に書面をもって通知する必要がある。

また、業務の一時中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数(委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日)を超える場合、受託者に契約解除権(契約書第46条)が発生するケースがあるため注意すること。

注 1 業務の一時中止を必要とする範囲及び期間は、具体的に記載すること。
2 業務の一時中止を必要とする理由は、できるだけ詳細に記載すること。

8 設計変更に係る Q&A

8-1 概数に関する質疑について

番号	質問・疑問	回答
1	概数等発注の確定による設計変更額の増減の範囲は、どの程度まで許されるか。	<p>不確定部分の確定に伴う金額の増減であり、限度はない。</p> <p>しかし、契約の内容を大幅に変更することを無条件に認めるものではなく、委託費、期間などに著しく影響を与えない範囲で、変更契約の金額が当初契約の1/3程度を基本とする。</p> <p>ただし、ボーリング調査等では、当初設計延長の算出根拠である資料が妥当なものであれば、現場条件等により結果として、これを超えることがあってもやむを得ないものとする。</p>
2	概数等発注の確定で増額となり地区予算に不足を生じた場合には、どのように処理すればよいか。	<p>概数とした内容に応じて、的確な予算管理が必要となる。</p> <p>予想を超過する増額が発生し、地区事業費に不足を生じることとなった場合は、契約書第29条（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）に基づき処理することとなるが、これに対応できる業務工程管理が必要である。</p>
3	概数とした設計内容は必ず、全て設計変更が伴うのか。	<p>想定した数量に変更がなければ、設計変更を行う必要はない。ただし、委託業務協議簿で変更がなかった旨を確認する必要がある。</p>
4	概数とした数量等の算出根拠は必要か。 また、算出根拠については、どの程度の資料が必要か。	<p>設計の根拠となる数量計算書、資料、図面等は整合してなければならぬため算出根拠は必要である。</p> <p>また、算出根拠の資料については、計画資料、図面類、近傍類似資料、受益者聞き取り資料等の既存の資料とする。</p>
5	概数等発注の最終の設計変更を業務完了後に行えるか。	<p>業務完了後には行えない。</p> <p>概数等発注とは「概数」と表示した内容について、委託者、受託者の相互で変わり得る数量等であると認識し、「委託業務協議簿」により確認後実施するもので、出来高に対して設計変更するものではない。</p> <p>「委託業務協議簿」により相互に確認し、設計変更することとしたものについては変更する責務があり、設計変更が終了して業務が完了となる。</p> <p>数量の確定後、設計変更図書作成及び設計変更契約事務の期間も考慮の上、すみやかに設計変更を行う必要がある。</p>

番号	質問・疑問	回 答
6	業務期間を概数として扱えるのか。	概数扱いはできない。この場合は、通常的设计変更として処理することができる。
7	起終点や位置が、当初と変更がなく地元協議等でルートなどの変更が予想される場合の延長、面積等は、概数扱いできるのか。	基準点測量、応用測量、地質調査などの数量で、平面図もしくは標準断面図（定規図）により代表的な数値（幅、長さ、深度、調査頻度等）で算出した数量については概数扱いできる。
8	当初発注時の起終点や位置などは、どのように表示するのか。 また、起終点や範囲等が当初と異なった場合も概数として扱えるか。	○号○線や地番で表示すことを原則とする。起終点や範囲等の変更は、概数扱いできない。 ただし、現地の取り合い等による軽微なすり付けや位置の変更、一面工程における同一地番内の面積等の変更は概数扱いとする。
9	橋梁工等の設計で、他官庁協議等によって、当初と規格・構造等（上・下部工形式やスパン等）が変更となった場合は、通常的设计変更によらなければならないのか。 また、概数確定に伴う設計変更が可能な場合は、変更概要は、どのように記載するのか。	概数確定に伴う設計変更はできる。 ただし、著しく委託費・期間に影響を与える場合（1 番を参考）は、速やかに通常的设计変更を行う。 また、変更概要は、規格・構造等が当初と変更後で異なることを記載する。 （例：単純H形橋 ー 単純箱桁橋）
10	農道調査設計において、道路側溝から排水路の設計に変更が予想される場合は概数扱いできるのか。	概数扱いできる。 ただし、運用にあたっては 12 番と同様とする。
11	土質・地質調査のボーリング 1 孔ごとの深度や土質、原位置試験等の種類や回数等は概数扱いできるか。 また、孔数についてはどうか。	概数扱いできる。 ただし、孔数は概数扱いできない。他官庁協議時に指示された場合の孔数の増減は、概数扱いできる。
12	出来高精算になる可能性もあるが、その点はどう考えればよいのか。 （概数部分の確認は書類上どのように行うべきか。）	概数部分は、事前に委託業務協議簿・資料等で受託者と協議し、それ以外は概数確定しない。 概数部分の確認は、委託業務協議簿で確認する。

番号	質問・疑問	回 答
13	ボーリング調査の場合には特に、出来高精算になる可能性が高いと思われるが、どう考えればよいのか。	ボーリング調査の場合、必要支持力等を事前に委託業務協議簿で相互に確認し、現地でも確認、指示を行い、それ以外は概数確定しない。
14	歩掛の細部まで概数として扱うのか。 (例：農道設計の中の附帯構造物設計図作成の箇所数等)	歩掛の細部（特記事項及び補正）までは、概数として扱わない。 仕様書に事業量、条件等を記載し、その公示内容に対して変更を行う。 よって、例のような農道設計の中の附帯構造物設計図作成の箇所数については、概数確定は行わない。
15	延長や面積等の端数は、どのように考えるのか。	当初設計時点の端数整理と同様に行う。
16	概数等発注の具体的な運用例を示されたい。	①現地細部調査や他官庁協議の結果により、業務項目（橋梁工、落差工など附帯工設計等）及び附帯構造物形式等の変更を行う場合。 ②農道調査設計等において、現地調査の結果、法面調査やその工法の検討が必要となる場合。 ③他官庁協議により、異なる工法や調査、ルート of 検討を指示された場合。 (例：河川・道々等の横断測量等、ボーリング調査等の箇所数（ただし、当初契約にその業務が含まれている場合に限る。))
17	基準点測量における新点数は概数扱いできるのか。	基準点測量における新点の設置は、北海道公共測量作業規程に基づき、現地の視通等を勘案し配点計画を立てることになっている。 積算時点で、これらの把握が困難な場合は、標準的な数量を計上し、当初計上していない等級への変更も含めて概数扱いできるものとする。
18	概数確定による市場単価の規格区分（補正区分）の変更による単価の変更は、概数の範疇で扱うことに問題はないか。	発注者と受託者の協議による概数の確定に基づくものであり、問題はない。
19	概数等発注を前提として、委託業務内容の一部を簡素化してもよいか。 また、委託歩掛を改定するか（取付道路が数箇所ある場合でも、標準箇所のみの設計とする等）	委託歩掛は概数等発注以外も含めて業務の内容に対応して作成しているものであり、改定する予定はない。 また、委託業務を委託業務内容に応じて簡素化することは差支えないが、委託業務の発注に際してはその仕様書などに業務内容を正確に公示する必要がある。

8-2 契約書第17条・第18条に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	「設計図書間の不一致等」による設計変更は、いつ行うべきか。	<p>受託者は、共通仕様書において設計図書の点検が義務付けられています。</p> <p>また、業務着手前に「設計図書間の不一致等」による設計変更を行わなかった場合、誤った図書のまま業務着手することとなります。</p> <p>よって、業務着手（委託期間開始日）後、速やかに「設計図書間の不一致等」についての協議（確認）を行い、設計変更する必要があります。</p> <p>なお、「どの設計図書を優先させることなく、委託者が求める事項」に設計変更することができます。</p>
2	「設計図書間の不一致等」において、業務委託料に変更が生じなかった場合でも設計変更する必要があるのか。	設計図書を正しいものに変更するため、業務委託料に変更が生じなかった場合であっても、設計変更する必要があります。
3	「設計図書間の不一致等」において、業務委託料の変更は可能か。	業務数量総括表を変更する必要がある場合、その基礎である委託用設計書原本も変更する必要があります。その際に金額を変更する必要がある場合は、併せて変更します。
4	特記仕様書で履行条件を明示すれば、新工種を含め、委託期間終了直前の設計変更でよいのか。	<p>当初設計において、業務の履行条件や設計工法等を条件明示していても、設計工法の変更や新工種などが生じた場合は、設計変更処理後でなければ業務着手することはできません。</p> <p>なお、設計変更の時期は、軽微の変更の上申を含め、速やかに処理してください。</p>
5	面工種の調査箇所の変更及びそれに伴う面積の増減が生じた場合は設計変更の対象として良いか。	<p>営農計画の変更などにより、調査箇所の変更及びそれに伴う面積の増減が生じた場合は、通常の設計変更として扱って差し支えない。</p> <p>ただし、単純な事業量の増を認めるものではなく、当初の条件が変更となった場合に行うものであることに留意すること。</p>
6	ボーリング調査に伴う孔数の増減は設計変更の対象として良いか。	当初の委託目的（層厚、必要支持力等）の確認について達成することが難しいと判断できる場合にあっては、ボーリング調査孔数の増減を通常の設計変更として扱って良い。ただし、単純な事業量の増を認めるものではなく、当初の条件が変更となった場合に行うものであることに注意すること。

8-3 軽微変更に関する質疑について

番号	質問・疑問	回 答
1	<p>軽微な設計変更は、何度行っても良いのか。</p> <p>また、軽微総括を行う時期は、業務完了前として良いか。</p>	<p>軽微な設計変更については、その範囲内であれば何度も軽微な設計変更として上申することができる。また、「軽微総括」を行う時期は、当該業務の不確定要素すべてが解消した時点として良いので、結果的に業務完了前となることもある。なお、「軽微総括」として設計変更するまで契約変更を行わないこととなるため当該業務の不確定要素が解消したと想定される場合や増減見込額の累計が限度額を超えた時点で、速やかに「軽微総括」を行い、契約変更する必要がある。</p>
2	<p>軽微の設計変更でいう「新工種」とは何か。</p>	<p>『調査測量設計業務工種体系』における B2 レベル（種別）のことであり、B1 レベル（工種）が新たに追加される変更は「軽微な設計変更」として認められない。なお、B3 レベル（細別）の追加は、新工種として扱わない。</p>
3	<p>面工事に係る測量、調査及び設計等の委託業務において、融雪状況や天候等により受益者の営農計画（作付計画等）が変更になったため、調査ほ場の位置を変更することは可能か。</p>	<p>次の条件を満たすほ場の調査設計に適用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）工種が同一であること。 （2）業務箇所の変更が当該契約地区内であり、かつ、当初明示した業務面積の2割以内であること。 （3）変更が生じた場合の業務委託料の増減見込額の累計が、現業務委託料の10%以内で、かつ、200万円未満であること。 （4）工期に影響を与えないこと。 <p>ただし、特記仕様書に、入札の条件として、当該業務箇所の変更が生じる場合があることや、当初業務箇所及び変更後の業務予定箇所を明示しておく必要がある。</p> <p>（平成 25 年 5 月 14 日付け事調第 213 号 「委託業務の軽微な設計変更に伴うほ場の調査設計に係る事務取扱いの運用について（通知）」を参照のこと。）</p>

設計変更の手引き

発行年月 令和2年4月

発行 北海道農政部農村振興局事業調整課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL (011)231-4111

FAX (011)232-4526
